



職員の懲戒処分について

(送付枚数 1 枚)

○不適切な事務処理（補助金交付事務不適正）に係る職員の処分について

処分内容 減給 3 月 10 分の 1

処分年月日 令和 2 年 8 月 31 日

事件概要 被処分者は、昨年度までの担当事務(補助金交付事務)において、次の 4 件につき独断による事務け怠を繰り返した結果、関係各位に多大な迷惑を掛けるとともに、補助金交付事務が不適正に取り扱われたことにより大幅な処理の遅延を招いたもの。

- ・適正な事務処理の放棄に加え、補助金の支払いに自身の私費を充てるというあるまじき行為に及んだもの (2 件)
- ・補助金交付事務を特段の理由なく放置・遅延させたことにより、関係市民への補助金の支払いが不適切なまま先送りされる事態を招いたもの (1 件)
- ・補助事業の活用を提案・検討しておきながら、その後の対応を曖昧なまま遅延させたことにより、関係市民への補助金の支払いが先送りされる事態を招いたもの (1 件)

※公表の内容は、「田村市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」・「田村市職員の懲戒処分に関する規程」による。

【お問い合わせ先】

田村市役所総務部総務課 課長 石井孝道

田村市船引町船引字畑添 76 番地 2 TEL0247-81-2111

e-mail somu@city.tamura.lg.jp